

利用上の注意事項

1. 利用時間は必ず厳守してください。
2. 利用日の2日前までに利用の取り消しがなかった場合は、既納の利用料は返金しません。
ただし、天災地変、事変その他、利用者の責めに帰することができない場合は返金します。
3. 特別の設備若しくは器具を設置し、又は利用しようとするときは、あらかじめ承認をうけてください。
なお、利用を終了したときは直ちに原状回復してください。
4. 次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は集会所の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることがあります。
 - ① 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
 - ② 利用の承認に付した条件に違反したとき。
 - ③ 公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - ④ 集会所を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
 - ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、又はその関係者、その他反社会的勢力に係ると認められるとき。
 - ⑥ 株式会社こうべ未来都市機構がその利用を不適当であると認めるとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
5. 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所への入館を拒絶し、又は集会所からの退所を命ずることがあります。
 - ① 公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがある者。
 - ② 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者。
 - ③ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物、その他の物を携帯する者。
 - ④ 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者。
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある禁止行為をした者。
6. 集会所において管理上支障がある、次の行為をしてはいけません。
次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は集会所の利用を制限し、若しくはその停止を命令することがあります。
 - ① 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
 - ② 騒音、又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
 - ③ 集会所の施設、又はその他付属設備を汚損し、若しくは滅失し、又はこれのおそれのある行為をすること。
 - ④ 承認を受けずに広告物を掲示し、又はまき散らすこと。
 - ⑤ 承認された場所以外の場所へ立ち入ること。
 - ⑥ 敷地内で喫煙すること、また承認を受けずに飲食すること。
 - ⑦ 承認を受けずに寄付金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、不適当と認める行為をすること。
7. 集会所の利用を終了したとき、又は利用の承認を取り消されたときは、直ちに集会所を原状に回復してください。
株式会社こうべ未来都市機構は、利用の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を取るべきことを命ずることがあります。
8. 集会所を利用するに際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
9. 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になると認めるときは、利用の許可をせず、又は、既にした利用の許可を取り消します。また、その判断にあたっては、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。